

# 法人 くまがや

第206号

## 目次

- 1 頁……表紙「光の演出」 写真提供：深谷市観光協会  
ふるさと部門賞 長谷川 孝様
- 2 頁……会長訪問「有限会社 中西電気深谷」  
代表取締役 村岡 敏弘様  
熊谷法人会
- 3 頁……「福利厚生制度 50 周年を迎えて」  
大同生命保険株式会社 埼玉支社長 佐藤 孝之様
- 4 頁……登録申請・受付開始！「消費税のインボイス制度」  
熊谷税務署
- 5 頁……年末調整のしかた 熊谷税務署
- 6 頁……法人県民税及び法人事業税・特別法人事業税又は  
地方法人特別税納付書について  
埼玉県熊谷税務事務所
- 7 頁……「会計帳簿の電子保存について」  
関東信越税理士会 熊谷支部 蛭川 高嗣様
- 8 頁～11 頁  
法人会全国大会(岩手大会)オンラインによる開催・広告  
熊谷法人会
- 12 頁……行事報告 熊谷法人会
- 13 頁……事務局日誌・お知らせ・広告 熊谷法人会
- 14 頁……広告 熊谷法人会
- 題 字……妻沼聖天山教喜院 院主 鈴木英全師書

法人会  
消費税期限内納付  
推進運動



## 「光の演出」

写真提供：深谷市観光協会

第17回深谷市観光写真コンクール入賞作品

ふるさと部門賞 撮影者：長谷川 孝様

「財政健全化のための健康経営プロジェクト」推進中

発行日 令和3年11月20日  
 発行人 (公社)熊谷法人会  
 会長 中澤 実  
 発行所 熊谷市宮町1-35  
 〒360-0041 電話 525-6035  
 FAX 525-8141  
 発行 年6回(1.3.5.7.  
 9.11月の20日)



## 訪問記

## 会長訪問

有限会社 中西電気深谷

代表取締役 村岡 敏弘様

今回中澤会長は10月13日(水)に、村岡敏弘氏が代表取締役として経営されております「有限会社中西電気深谷」様を企業訪問致しました。



村岡理事

中澤会長

## 中澤会長

本日は、ご多用のところお時間を頂きありがとうございます。村岡さんには今年度より当会の理事に就任していただいております。

まず、御社の創業についてお聞かせ願えますか。

## 村岡理事

私は20歳の時に熊谷の電気店で働き始め、そこで勉強し23歳で独立したことが創業となります。

当時は家電の販売をしていましたが、時代の流れで量販店が増え、価格の面では太刀打ちできないので、電気工事の資格を取得し、販売だけでなく修理等の仕事も始めました。

## 中澤会長

それでは村岡社長が創業者なのですね。電気関係は資格が多いと聞いていますがどのような資格があるのですか。

## 村岡理事

資格は多いですね。私も第二種電気工事士から始め、第一種電気工事士や施工管理技士などを取得しました。他にも電柱から電気を引き込むための免許などもなければ作業ができません。技術があっても免許がなければ仕事ができませんので様々な資格が必要になります。

## 中澤会長

電気工事の業界は資格も大切なのですね。二種と一種は大きな違いがあるのですか。

## 村岡理事

扱える仕事の範囲が変わってきます。一種なら高圧電力でも作業ができるので工場やビルの電気設備の工事まで可能になります。電気の仕事は命にかかわる事故もあるので、研修、訓練等はしっかり行っています。

## 中澤会長

大きな電力は大変危険ですから、日常的な訓練が大切なのですね。

仕事の現況はいかがでしょう。

## 村岡理事

水道と電気はライフラインなので、仕事はスピード感が重要になります。

漏電等が発生したとき、素早い対応が求められます。人のお役に立てる仕事でもあるので、朝早くや夜遅くでも困っている時はすぐに駆け付け、お客様の安全安心に

寄り添っていこうと思っています。

また、後継者も入ったので、さらに電気工事業に力を入れていきたいと思っています。

## 中澤会長

後継者がいるのは頼もしいですね。今後のことで他に考えていることはございますか。

## 村岡理事

会社の経営者として、今後は畑違いの業種も考えてもいいかと思っています。実家が農家だったので私自身も農業に興味があります。

海外のように広大な土地でトラクターやコンバインをGPSで管理するような最新技術を利用した農業は面白いと思っています。

## 中澤会長

農業も大きく変わろうとしていますね。今まで苦労されたことはございますか。

## 村岡理事

創業当初の家電販売の時は、先輩がいなかったのがその時は苦労しました。逃げたい事があっても終わらない仕事はないと思い、苦しい時ほど前向きに考えました。

経営者は孤独なので今も考え込む事がありますが、正面から向かうことが大事なので、やりきること成功すると考えています。

## 中澤会長

前向きで素晴らしいですね。日頃から心掛けている座右の銘があればお聞かせください。

## 村岡理事

座右の銘は「信は力なり」です。伏見工業高校ラグビー部監督だった山口良治先生の言葉ですが、商工会青年部長をしていた頃からお付き合いがあり、私もこの言葉を大切にしています。

## 中澤会長

最後に法人会について意見をお聞かせ頂けますか。

## 村岡理事

まだ法人会についてはわからないことだらけなので、これから色々な会合に出席して教えていただければと思います。

## 中澤会長

本日はお忙しい中、長時間ありがとうございました。大変興味深く拝聴させていただきました。今後も法人会へのご指導をお願い申し上げますと共に、貴社の益々のご発展をご祈念申し上げます。



## 福利厚生制度50周年を迎えて

大同生命保険株式会社 埼玉支社長 佐藤孝之様



今般、全世界の猛威をふるう新型コロナウイルス感染症に罹患されたみなさま、ご事業や日常生活に大きな影響を受けられたみなさまに対しまして、心からのお見舞いを申し上げます。

このたびは法人会福利厚生制度が創設50周年を迎えられましたこと、制度受託会社として日ごろのご支援ご協力に心から感謝申し上げます。

さて、法人会の福利厚生制度は、昭和46年6月に弊社大同生命とAIU（現AIG損保）が共同で経営者大型総合保障制度を受託させていただいたことを端に発します。当時、ドルショックなどの影響で中小企業の倒産が相次いだ時代背景のもと、「会員企業を守りたい」という全法連の強い思いから経営者大型保障制度は誕生いたしました。あれから50年の時を経て、現在は加入企業数15万社、加入件数45万件を誇るわが国有数の保障制度に成長いたしました。

この50年の間には、バブル崩壊、リーマンショックなどの景気減退、少子高齢化の進行、相次ぐ大規模な自然災害の発生など、企業経営を取り巻く環境もめまぐるしく変化いたしました。経営者大型総合保障制度はこう

した時代の変化に合わせ、いつの時代も会員企業のみなさまに「最高の安心」と「最大の満足」をお届けするべく常に改良・進化を続けてまいりました。

特に今日では、多様化する経営リスクを未然に“予防”するための各種付帯サービスの充実に努めており、健康経営の実践をサポートする「KENCO SUPPORT PROGRAM」、自然災害発生時の「安否確認システム」、「自社株評価試算」などの事業承継・相続対策支援サービス等、多くの会員企業さまにご利用いただいております。

そして制度創設50周年という記念すべき年をコロナ禍というかつて我が国が経験したことのない環境下で迎えました。この難局に対しましても、弊社はIT技術を活用した各種お手続き方法の革新による利便性向上に努め、会員企業のみなさまのご負託にしっかりお応えできる体制整備に取り組んでおります。

弊社は、次代の50年も「会員企業を守りたい」という法人会の変わらぬ思いを紡ぐ歴史の表舞台、最前列に経営者大型総合保障制度があり続けることができるよう、受託会社としての責務をしっかりと果たしてまいり所存であります。引き続き、法人会の皆さまの変わらぬご支援ご協力をあらためてお願い申し上げます。



税務署

事業者の方へ

税 国税庁

消費税の  
インボイス  
制度登録申請  
受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録  
申請が必要です。



登録申請手続は、  
e-Tax をご利用ください!!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な  
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき  
点などを解説します。また、チャット機能を利用  
した質疑応答も行っております。 [説明会サイトへ▶](#)



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで  
受け付けております。

【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホーム  
ページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」を  
ご覧ください。

[特設サイトへ▶](#)





# 令和3年分 年末調整のしかた

## 年末調整に関する特設ページを掲載しています。

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する特設ページを掲載しています。  
特設ページには、動画による年末調整の説明、扶養控除等申告書などの各種様式、従業員向けの説明用リーフレットなど年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

◎ 国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

また、動画による説明は、YouTubeにも掲載していますので、ご活用ください。

◎ YouTube：<https://m.youtube.com/user/ntachannel>

※ 国税庁ホームページ及びYouTubeに掲載している各動画は、令和3年10月頃に最新版に更新いたします。



(特設ページ)



(YouTube)

## 年末調整でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。



税務職員  
ふたば

年末調整に関する疑問は、国税庁ホームページからチャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

年末調整の各種申告書の書き方や送付する書類に関する事など、主に従業員の方が各種申告書を作成する際にお問合せの多いご質問について、AIを活用して自動で回答します。

※ 公開期間は令和3年10月頃から12月下旬までの予定です。

◎ 国税庁ホームページ：<https://www.chat.nta.go.jp>



## 年末調整手続の電子化でバックオフィス業務が効率化！

年末調整手続の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得し、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供し、
- ④ 勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管するもので、保険料控除や配偶者(特別)控除の控除額の検算や控除証明書等のチェックが不要となるなど、バックオフィス業務が効率化されます。

また、国税庁では、年末調整手続において、従業員が控除証明書等データを用いて簡便・正確に控除申告書を作成することができる「年調ソフト」をパソコン・スマートフォンの公式アプリストアなどで無償提供していますので、ご活用ください。

◎ 国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>



年末調整に係る源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、

**令和4年1月11日(火)**(納期の特例の承認を受けている場合は、**令和4年1月20日(木)**)です。

※ その他、給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限については、2ページを確認してください。





# 会計帳簿の電子保存について

関東信越税理士会 熊谷支部 蛭川 高鋭



経済社会のデジタル化を踏まえ、令和3年度の税制改正で電子帳簿保存法が改正されました。電子帳簿保存法とは、原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類等について、一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保

存を可能とすることを定めた法律で、大きく次の3つに区分されています。①決算関係書類や会計帳簿等の電子帳簿等保存。②請求書、領収書、契約書等のスキャナ保存。③電子メール等で授受した電子取引データ保存。

国税庁によると令和元年で電子帳簿の承認件数は272,449件、スキャナ保存の件数は4,041件とのことです。これは法人税の申告を電子申告している法人のそれぞれ9.8%、0.15%に過ぎません。今後多くの中小企業でも帳簿の電子データ・スキャナ保存の活性化を目指すため、令和4年1月1日より、主に次の点について改正が行われました。

## 1. 事前承認制度の廃止

電子データの保存が思うように進まない要因のひとつとして、電子データ保存を開始する日から3ヵ月前までに所轄の税務署長の承認を得る必要がありました。これが今回の改正により、申請自体が不要になり、すぐに電子データ・スキャナ保存できるようになりました。

## 2. タイムスタンプ要件の緩和

従来、国税関係書類をスキャナで読み取った際、受領者は自署したうえで、その時刻にデータが存在し、改ざんが行われていないことを証明するため、3営業日以内にタイムスタンプを付与する必要がありました。しかし、今回の改正で受領者の自署は不要になり、またタイムスタンプの付与期間も、おおむね2ヵ月以内と大幅に緩和されました。さらに「電子データの訂正削除を行えない」または「訂正削除のログを残せる」一定のクラウドシステムを利用している場合は、タイムスタンプの付与は必要な

くなりました。

## 3. 適正事務処理要件の廃止

これまでは、不正を防止する内部統制の一環として定期的に検査を行う際、電子データと原本との突き合わせ作業が必要でした。しかし、これでは電子化を進めても、定期検査が終わるまでは結局、原本を保管しておかなくてはなりません。今回の改正で、適正事務処理要件が廃止されるため、定期検査を待たずスキャナでの読み取りを行えばすぐに原本の廃棄が可能となりました。また定期検査では複数人による相互けん制（書類の受領者以外の別の人物がチェックすること）の必要もあり、企業の負担が大きくなっていました。適正事務処理要件の廃止により、1名での対応も可能になりました。

## 4. 検索要件の緩和

電子化されたデータを保存する際、あとで閲覧の必要が生じたときに備えて、「取引年月日」「勘定科目」「取引金額」「帳簿別の主要な記録項目」など、詳細な検索機能の確保が求められていました。特に日付や金額にかかわる記録項目に関しては、「範囲指定による条件設定」「2つ以上任意の項目を組み合わせる条件設定」も必要でした。しかし今回の改正で、検索要件は、「年月日」「金額」「取引先」の3項目のみになり、また範囲指定や2項目以上の組み合わせ設定も不要になりました。

## 5. 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の創設

優良な電子帳簿とは前述した「電子データの訂正削除を行えない」または「訂正削除のログを残せる」システムを利用し、帳簿間の相互関連性を保持し、また検索要件を満たすなど改正前とはほぼ同じ厳しい要件を満たした電子帳簿のことです。優良な電子帳簿を保持していると、税務調査等により過少申告加算税が課される場合、通常10%のところ5%に軽減されることとなりました。今まで帳簿の電子データ・スキャナ保存を進めようにも厳しい要件が多かったため、二の足を踏んでしまっていた企業も多かったでしょう。しかし、今回の改正で多くの企業で電子帳簿保存制度を導入することが期待できそうです。



## 行事報告

## 第37回

## 法人会全国大会(岩手大会) オンラインによる開催

日 時: 令和3年10月7日(木)

岩手会場: ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング

東京会場: 全法連会館



全国大会岩手会場

去る10月7日(木)に、第37回法人会全国大会が開催されました。

今年は、新型コロナウイルス感染症状況を鑑み開催形態をオンライン方式に変更し、メイン会場(岩手会場)とサテライト会場(東京会場)を結んで2か所に分けて、開催されました。

来賓に、大鹿国税庁長官、達増岩手県知事、谷藤盛岡市長、和田東北税理士会岩手県支部連合会会長、谷村岩手県商工会議所連合会会長、高橋商工会連合会会長、その他多くのご来賓をお招きし、ライブ配信という初めての試みにて開催されました。

第一部「記念講演」では、アイリスオーヤマ㈱の代表取締役社長 大山健太郎氏をお招きし、「ユーザーイン経営」と題して、ご講演を頂きました。アイリスオーヤマの成長過程の話やコロナ禍に於ける発想の転換等々、現実味のある大変有意義なご講演を頂きました。

第二部の式典は、「税制改正の提言の報告」が行われ、全国法人会連合会野坂筆頭副会長より、大会宣言が発表され式典が無事に終了致しました。



大鹿国税庁長官ご挨拶



主催者挨拶: 小林会長



大山社長講演の様子

## 令和4年度 税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を

令和4年度 税制改正に関する提言(要約)  
基本的な課題

## I. 税・財政改革のあり方

● 膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

● 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

## 1. 財政健全化に向けて

● 2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

(1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

● 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。



- 社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。
- 次なる新型コロナウイルスが発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。
  - (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
  - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
  - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
  - (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
  - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
  - (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- 3. 行政改革の徹底
  - 地方を含めた政府・議会は「まず随より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
    - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
    - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
    - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
    - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。
- 4. マイナンバー制度について
  - マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。
- 5. 今後の税制改革のあり方

## II. 経済活性化と中小企業対策

- 政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。
- 1. 新型コロナウイルスへの対応
  - 中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。
- 2. 中小企業の活性化に資する税制措置
  - (1) 法人税率の軽減措置
 

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
  - (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
 

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

    - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
    - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
  - (3) 中小企業の設備投資支援措置
 

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。
- 3. 事業承継税制の拡充
  - 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
    - (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
 

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
    - (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

      - ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
      - ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
      - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限(令和



5年3月末日) および特例措置の適用期限(令和9年12月末日)を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

#### 4. 消費税への対応

- 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

### Ⅲ. 地方のあり方

- 一般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

- 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

### Ⅳ. 震災復興等

- 政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

- また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を減損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

### Ⅴ. その他

#### 1. 納税環境の整備

#### 2. 環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

#### 3. 租税教育の充実

## 税目別の具体的課題

### 1. 法人税関係

#### 1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

#### 2. 交際費課税の適用期限延長

#### 3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長



**2. 所得税関係****1. 所得税のあり方**

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し  
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
- (3) 個人住民税の均等割  
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

**2. 少子化対策****3. 相続税・贈与税関係**

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
  - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
  - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

**4. 地方税関係****1. 固定資産税の抜本的見直し**

令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

**2. 事業所税の廃止**

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

**3. 超過課税**

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

**4. 法定外目的税**

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

**5. その他**

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

**新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!**

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ  
**ネット医療相談サービスのご案内**

**プロの医療チームがあなたをサポートします!**

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
**おひとり様<sup>(※1)</sup>月1回<sup>(※2)</sup>のご相談まで無料で利用いただけます。**

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じ相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

**【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp**

**Affac**

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

ご利用はこちらから





行事報告

【深谷支部女性部会】

去る9月27日(月)深谷支部女性部会では、荻野聡子深谷支部女性部会会長、廣瀬 薫深谷支部女性部会副会長により深谷市社会福祉協議会へ、レトルト食料品等や洗剤等日用品を1,344個(食)寄付致しました。

また深谷支部役員井新吉(小内睦夫代表取締役)様もこの活動にご賛同いただき、うどん50食を寄付頂きました。

この活動は当支部本年度事業「地域社会貢献活動フードロス、日用品ロス削減事業」の一環として行いました。

「必要としている家庭や子ども食堂、施設に届け、有効に活用させて頂きます。」とお礼の言葉を頂きました。



深谷市社会福祉協議会(沢野進常務理事)へ食品・日用品等を寄付

《第7回 税に関する絵はがきコンクール》

去る、9月29日(水)熊谷法人会女性部会の主要事業の「第7回 税に関する絵はがきコンクール」を進めるにあたり、熊谷市・深谷市・寄居町並びに各教育長へ川野辺女性部会会長が後援の依頼に訪問致しました。

富岡市長・野原教育長、小島市長・小柳教育長、花輪町長・関根教育長と面談、寄居町につきましては、佐伯副会長も同席され、各行政より、ご承認をいただき「第7回 税に関する絵はがきコンクール」が無事にスタート致しました。



川野辺部会会長(左) 富岡熊谷市長(右)



川野辺部会会長(左) 熊谷市野原教育長(右)



深谷市小柳教育長(左) 川野辺部会会長(中央) 小島深谷市長(右)



寄居町関根教育長(中央左) 花輪寄居町長(中央右)  
佐伯副会長(左) 川野辺部会会長(右)

《パソコン研修》

《エクセル講座・初級編》

- 深谷会場：埼玉グランドホテル深谷  
開催日：令和3年7月20日(火)
- 熊谷会場：ホテルガーデンパレス  
開催日：令和3年8月12日(木)

《エクセル講座・中級編》

- 深谷会場：埼玉グランドホテル深谷  
開催日：令和3年8月23日(月)
- 講師：兼ブレン専任講師  
岩見 誠 先生



《深谷会場・初級編》



《熊谷会場・初級編》



《深谷会場・中級編》



**事務局日誌・お知らせ**

**今後の予定**

日 日	内 容	会 場
11月24日	青年部会組織・研修合同委員会	マロウドイン熊谷
25日	新入社員フォローアップ研修	※リモートによる研修
26日	青年の集い(佐賀大会)	佐賀市民文化会館
12月7日	租税教室	寄居町立用土小学校
14日	女連協正副会長会議	ラフレさいたま
16日	租税教室	熊谷市立東小学校
17日	県連事務局職員研修会	ラフレさいたま
24日	広報委員会	熊谷法人会事務局
令和3年11月19日	租税教室	深谷市立榛沢小学校
20日	「税に関する総はがきコンクール」表彰会	熊谷法人会事務局
28日	租税教室	寄居町立寄居小学校

注：雨、新型コロナウイルス感染状況により開催の可否、開催場所の変更、並びに青回開催等になる場合がありますので、事務局にご確認ください。

**【新入会員ご紹介】**

新しい仲間です！ 宜しくお願ひ致します。

2021/10/22現在

支部名	法 人 名	所 在 地	業 種
熊 谷	プラリコ株式会社	石 原	保育、介護、飲食業
熊 谷	アークデザイン株式会社	新 郷	広告・デザイン業

●熊谷法人会事務局では、今年4月より下記の「心得」を日々行動指針として、業務を推進しております。

**清く・正しく・元気よく  
笑顔あふれる事務局をつくりまします。**

熊谷法人会事務局 2021.4.1

**県税からののお知らせ**

**11月は個人事業税第2期分の納期です。**

8月にお送りした納付書により、納期(11月30日※)までにお近くの金融機関等で忘れずに納税してください。スマートフォン、自宅のパソコンなどから、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINEPay、PayB)やクレジットカードによる納税が可能です(税額が30万円以下の場合)。

インターネットバンキング、モバイルバンキングやコンビニエンスストア、MMK直営店(NewDays(一部店舗除く)、ドラッグストア、スーパーマーケット等)でも納税できます。

納付書を紛失された場合には再発行いたしますので、お近くの県税事務所へご連絡ください。

新型コロナウイルスの影響により納付が困難な場合は納期直までに各県税事務所にご相談ください。

また、個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に封入されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をさせていただくと、令和4年度からのご利用となります。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税相談(TEL048-830-2664 FAX048-830-4737)へお問い合わせいただくか、県税相談ホームページ「くらしと県税」(URL:https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html)をご覧ください。

**熊谷市・深谷市・寄居町からののお知らせ**

**給与支払報告書・源泉徴収票**

の提出は **eLTAX** で!!



eLTAXを利用することで、給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票を、複数の地方公共団体へ一括して送達することができます。

また、令和元年10月からスタートした地方税共通納税システムにより、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。金融機関へ出向くことなく、オフィスで電子納税できるなど、納税事務の負担軽減にも繋がりますので、ご利用をご検討ください。

お問い合わせ先 eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



法人会の経営者大型総合保障制度

**広げよう  
企業保障の  
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、

企業保障の大きな傘で

会員のみなさまをお守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

埼玉支社/  
埼玉県さいたま市大宮区古町1-23-1(大同生命大宮ビル)  
TEL 048-641-0307

**AIG** AIG損害保険株式会社

AIG支店 埼玉支店/  
埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)  
TEL 048-641-4050



広 告

インテリア専門株式会社  
**申請-テリア株式会社**  
 ■本社  
 〒353-0024  
 深谷市藤原3-2-17  
 TEL 048-564-1418  
 ■支店  
 さいたま市-日野町  
 高崎市-土居町

**Future**  
 未来に羽ばたく地域産業  
 プロデュース企業

**吉見グループ株式会社**

本社 〒369-0034  
 埼玉県深谷市藤原町2-4-18  
 フォイア目黒ビルセンター2F  
 TEL 048-526-1399

吉見商事株式会社	株式会社ユジモフーズ	株式会社セイメイ
株式会社スミルブラザ	株式会社ユジモサービス	吉見食品工業株式会社

パッケージを通じてお客様のお役に立ちます

**株式会社 ホリケイ**

包装資材・厨房用品・店舗用品・物流資材

事業本部  
 熊谷市御蔵ヶ原907-6 TEL 048-532-1189  
 FAX 048-533-5900

**パッケージプラザ ホリケイ**  
 深谷市稲荷町2-1-41 TEL 048-571-0457

- 総合ビルメンテナンス ●警備業務
- マットモップレンタル ●ハウスクリーニング
- 電気冷暖房設備 ●緑地管理
- 給排水衛生設備 ●清掃資材販売

技術と信頼で奉仕する  
**近代ビル管理株式会社**

〒369-0213 埼玉県深谷市針ヶ谷767-3  
 TEL 048-585-1588 FAX 048-585-5588

道の野菜・地産直販売

埼玉県熊谷市藤原916番地  
 TEL 048-588-0254  
<http://www.shimadeseika.com/>

**島田青果株式会社**

道の野菜・地産直販売  
 島田青果株式会社へ  
 新鮮な野菜・果物を届けています。

佑山兼セレモニー 送る心を大切に・・・

葬儀式場 **平安会館** 奇居式場  
 家族葬 一日葬 フリー 吹上式場  
 24時間 受付 ダイヤル **0800-800-1001**

会館利用と食事  
 女子会・ご家族  
 慶事・法事等  
 送迎バス利用

**料亭園**  
 御予約制 **048 (581) 1816**  
 感染防止対策中 埼玉県大里郡寄居町保田殿203-6

～資源物リサイクルの回収・加工・販売の  
 全工程を自社ネットワークで完結～

**永田紙業株式会社<NR-G>**

本 社：深谷市長在家108/TEL 048-583-2141  
 深 谷：深谷市榑羅町1-15-3/TEL 048-570-2141  
 深 谷 同 部：深谷市榑引98/TEL 048-551-2141  
 本庄/榑馬前橋/前橋中央/太田蕨塚/鎌倉/深谷岡部/大泉/  
 嵐山/足利/熊谷/栃木/神戸 全15事業所

【関連企業】  
 明成物流株式会社/物流機器レンタル株式会社  
 /NR株式会社/ヤマト・インダストリー株式会社  
 (ジャスダック上場 7886) 株2社

**Natural Space GRIM**

アウトドア空間で  
 "自然"と仕事  
 が上手にいく

- 緑しな草
- アウトドア設備
- 緑化環境
- イベント
- バーベキュー

雨天 OK  
 NO 密空間

〒369-1241  
 埼玉県深谷市藤原町  
 3003  
 TEL 048-584-5630  
 FAX 048-584-5629

**mf マルコーフーズ**  
 株式会社

TEL 048-587-1200

深谷市新戒697-1

**広告掲載希望社(者)募集中**

(連絡先) 熊谷法人会事務局  
 TEL 048-525-6035 FAX 048-525-8141